

生駒市規則第 5 号

生駒市犯罪被害者等支援条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 2 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市犯罪被害者等支援条例施行規則等の一部を改正する規則

(生駒市犯罪被害者等支援条例施行規則の一部改正)

第 1 条 生駒市犯罪被害者等支援条例施行規則(平成 3 1 年 3 月生駒市規則第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(条例第 8 条第 1 項第 1 号の規則で定める者)

第 3 条の 2 条例第 8 条第 1 項第 1 号の規則で定める者は、当該死亡被害者と婚姻関係に異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にあった者として市長が認める者とする。

第 4 条第 1 号アを次のように改める。

ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合及び前条に規定する関係にあった場合を含む。)又は直系血族(親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)

第 4 条第 1 号イを削り、同号ウ中「親族」の次に「(アに掲げるものを除く。)」を加え、同号ウを同号イとする。

第 5 条第 4 号中「者で」を「者又は第 3 条の 2 に規定する者で」に改める。

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「結婚する」を「結婚又はこれに準ずるものとして市長が認めるもの（以下この項において「結婚等」という。）をする」に、「結婚に」を「結婚等に」に改める。

(1) 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月生駒市規則第4号）別表第2の5の項

(2) 生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年3月生駒市規則第13号）別表第1の3の項

（生駒市営住宅条例施行規則の一部改正）

第3条 生駒市営住宅条例施行規則（平成10年2月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（条例第6条第1項第1号の規則で定める者）

第1条の2 条例第6条第1項第1号の規則で定める者は、入居者と婚姻関係に異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者として市長が認める者とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。